

瀬戸市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市国民保護協議会条例（平成18年瀬戸市条例第27号）第6条の規定に基づき、瀬戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 やむをえない理由により協議会に出席できない委員は、代理者を出席させることができる。

2 前項による場合について、委員は、委員と同一の機関に属する者で代理者を指名する。

3 代理者は、委員の職務を代理する。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者等は、直ちに異動等に係る委員の職名、氏名及び異動等年月日を会長に報告しなければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第5条に規定する国民の保護に関する計画等の軽微な変更について、専決処分することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を瀬戸市市長直轄組織危機管理課に置く。

2 事務局に局長及び書記を置く。

3 局長及び書記は、瀬戸市職員のうちから市長が指名する。

(会議の記録)

第7条 事務局長は、議事録を作成し保管する。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の名称、日時及び場所

(2) 出席委員（代理者を含む）、欠席委員及びその他の状況

(4) 審議案件等の概要及び結果

(5) 主な発言内容

(6) その他参考事項

3 議事録の保存年限は、5年とする。

(部会)

第8条 部会長は、部会において調査審議した結果を、会長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に關し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(会議の傍聴)

第9条 協議会の傍聴に關し必要な事項は、別に定める瀬戸市国民保護協議会傍聴要綱によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。